

## パブリック・コメント手続を実施しなかった理由について

愛川町火災予防条例については、愛川町自治基本条例第19条第1項第1号イに規定する「町民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例」であり、パブリック・コメント手続の対象となる条例であります。

今回の改正は、令和5年2月21日に総務省消防庁から「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」（令和5年総務省令第8号）が公布され、急速充電設備の全出力の上限を撤廃するとともに、火災予防上必要な措置が定められたことから、町火災予防条例に規定される同設備の位置、構造及び管理に関する基準を改めるものです。（第11条の2関係）

また、平成30年7月に健康増進法（平成14年法律第103号）が改正され、喫煙所に「喫煙専用室」である旨の標識を設置することが定められました。一方、町火災予防条例においても、火災予防の観点から喫煙所に標識を設置することが定められていることから、二つの異なる法令で喫煙所の標識に関する規定が重複している状況を整理するものです。

したがって、愛川町自治基本条例第19条第2項第3号に規定する「法令の制定又は改廃に伴うもの」に該当することから、パブリック・コメント手続を実施しないものです。